

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）  
 （新旧対照条文（抄））  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>労働基準法目次            第一章～第六章（略）            第六章の二 妊産婦等            第七章～第十三章（略）            附則</p> <p>第六章の二 妊産婦等</p> <p>（坑内業務の就業制限）            第六十四条の二 使用者は、次の各号に掲げる女性を当該各号に定める業務に就かせてはならない。            一 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性 坑内で行われるすべての業務            二 前号に掲げる女性以外の満十八歳以上の女性 坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>（危険有害業務の就業制限）            第六十四条の三（略）            ②・③（略）</p> <p>（職業訓練に関する特例）            第七十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第</p>	<p>労働基準法目次            第一章～第六章（略）            第六章の二 女性            第七章～第十三章（略）            附則</p> <p>第六章の二 女性</p> <p>（坑内労働の禁止）            第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女性を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で厚生労働省令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で厚生労働省令で定めるものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）            第六十四条の三（略）            ②・③（略）</p> <p>（職業訓練に関する特例）            第七十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第</p>

二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条第一項の契約期間、第六十二条及び第六十四条の三の年少者及び妊娠婦等の危険有害業務の就業制限、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止並びに第六十四条の二の妊娠婦等の坑内業務の就業制限に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができ。ただし、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止に関する規定については、満十六歳に満たない者に関しては、この限りでない。

二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条第一項の契約期間、第六十二条及び第六十四条の三の年少者及び妊娠婦等の危険有害業務の就業制限並びに第六十三条及び第六十四条の二の年少者及び女性の坑内労働の禁止に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。ただし、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止に関する規定については、満十六歳に満たない者に関しては、この限りでない。